

令和3年6月30日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

凍霜・降ひょう被害への支援等に関する申し入れ

立憲民主党 農林水産部会
部会長 田名部 匡代

本年4月から5月にかけて発生した凍霜や降ひょうにより、露地きゅうりや梨、リンゴ、サクランボ、桃等野菜や果樹についての被害が、東北・関東・北陸・甲信越地方を中心に全国的に発生している。

とりわけ本年は、過去に例を見ない被害が生じている地域もあり、影響が翌年以降にまで続きかねない状況にある。これは営農意欲の低下につながり、離農者が増加する懸念がある。

については農家の不安の解消や国民の食卓への影響を最小限にするため、下記の通り要望する。

要望事項

1、凍霜の被害状況を速やかに把握すること。また、降ひょう被害については、被害が収穫時期に判明されることを踏まえ、各地域の被害状況について、全体像を正確に把握すること。また、被害を受けた農作物の栽培管理や技術支援など適時適切な助言を行うこと。また、生産者団体等と連携し、被害農業者のニーズを把握した上で支援策を検討し、迅速に実施すること。

2、被害農家の営農意欲の維持と、次期作を支援するため、無利子融資など、被害農業者に対する資金の円滑な融通、貸付金の償還猶予等を図ること。また、緊急対策として、病虫害防除や樹勢回復のための薬剤・農薬、肥料、農業用ハウスなどの資材購入費について支援を行うこと。

3、凍霜、降ひょう被害の減災に向けた一層の技術支援や、防霜ファンの設置など、防霜、防ひょう対策に必要な資材や機材の購入に係る費用の助成等を早急に拡大実施すること。

4、今回発生した凍霜害や降ひょう被害に対して、様々な対策を実施する自治体の財政負担の軽減を図るため、国として必要な予算を確保、支援すること。

5、被害を受けた農産物の一時的な供給の減少を踏まえ、今後の市場動向を注視し状況に応じて必要な対策を講じること。また、産地での農作物の盗難対策のため関係機関と協力して防犯体制を強化すること。

以上